

広島県告示第四百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、広島港に係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和八年四月十三日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 横 田 美 香

一 期日

令和八年四月二十一日 午後二時

二 場所

広島市南区出島二丁目三四番七号

広島県広島港湾振興事務所 大会議室

三 変更しようとする地域

広島港広島地区（その三）